

福祉はぐくみ企業年金基金に係る取扱い規程

(目的)

- 第1条 この規程は、株式会社大成（以下、「当法人」という。）の退職金制度として、福祉はぐくみ企業年金基金（以下、「基金」という。）における取扱いについて定めることを目的とする。
- 2 この規程は、以下に掲げる当法人の厚生年金保険の適用事業所に適用する。
- ・株式会社大成

(加入者)

- 第2条 基金への加入者の範囲は、満70歳未満の厚生年金被保険者である者のうち、基金への加入を希望する者とする。

(基準給与月額)

- 第3条 基金の給付額および掛金額の算定の基礎となる基準給与月額（DB給与月額）は、資産形成DB手当給付規程（2024年2月1日現在において効力を有するものとする。）第3条第3号に定める退職金積立の月額とする。
- ただし、基金の老齢給付金の支給が開始された月（基金規約第60条の一時金の支給を申し出た場合は、当該申し出た月の翌月）以降の各月の基準給与月額は、零とする。

(休職等の期間の取扱い)

- 第4条 次の各号に定める期間のいずれか（以下、「休職等」という。）を開始する場合には、当該開始する日に、基金の加入者の資格を喪失するものとする。
- なお、休職等の期間が終了した場合には、その翌日に加入者の資格を再取得するものとする。
- (1) 就業規則（2024年2月1日現在において効力を有するものとする。）第10条に定める休職期間
 - (2) 育児・介護休業等に関する規則（2024年2月1日現在において効力を有するものとする。以下同じ。）第5条に定める育児休業期間
 - (3) 育児・介護休業等に関する規則第9条に定める出生時育児休業期間
 - (4) 育児・介護休業等に関する規則第13条に定める介護休業期間

(基金への届出)

- 第5条 この規程を制定または変更する場合は、あらかじめ、基金に届出するものとする。
- なお、この規程の内容については、法令等および基金の取扱い基準に準拠している旨の確認を、あらかじめ、基金から受けるものとする。

附則

(施行日)

この規程は、2024年2月1日から施行する。

福祉はぐくみ企業年金基金
実施事業所 ご担当者様 各位

株式会社ベター・プレイス

福祉はぐくみ企業年金基金ご加入に伴う各種規程の変更・整備について

福祉はぐくみ企業年金基金（以下、はぐくみ企業年金）のご加入に伴い、みなさまの事業所で整備されている就業規則のうち、「給与」に関する規定を以下のとおり改定していただきますようお願い申し上げます。※改定・整備した規程類をお送りします。

▼主な変更箇所

- ・基本給（または基本給に相当する名称。本給、本俸など）を定義する条文において、「基本給（資産形成 DB 手当を含む。以下同じ。）」とします。
- ・新規に以下の条文を追加します（表現が異なる場合があります）。

（資産形成 DB 手当）

第〇条の 2 資産形成 DB 手当は、別に定める資産形成 DB 手当給付規程のとおり支給する。

- ・上記条文に基づく「資産形成 DB 手当給付規程」を新たに整備します。
- ・施行日（改正日）をはぐくみ企業年金導入年月日とします。
- ※ 就業規則とは別に「給与規程」として独立させている場合、本則の就業規則に変更箇所はありません。
- ※ 一部の事業所では、資産形成 DB 手当を諸手当の中で独立させる場合があります。
- ※ 非正規社員向けの規程（整備されている場合）においても、同様の修正が必要です。
- ※ 「育児・介護休業規程」に変更はございません。
- ※ 改定後は所定のお手続きに従い、労働基準監督署へお届けください。

▼新規に整備する規程類と内容

これらの規程類はご加入手続きの際、厚生労働省に届け出ております。そのため、条文を各事業所で独自に加筆修正することはお控えください。条文の改正等につきましては弊社までご相談ください。

・資産形成 DB 手当給付規程

支給対象者や額を定め、この額を「退職金として受け取ること（退職金積立）ができる」ことを規定します（何もしなければ月例給与に上乗せ支給）。「退職金積立」を選択した場合は、その積立額を確定給付企業年金（はぐくみ基金）の掛金とすることも規定しています。

・福祉はぐくみ企業年金基金規約（確定給付企業年金基金規約）

制度導入日以降、はぐくみ企業年金ホームページにてご確認ください。

基金の組織、加入者資格、給付、積立金の運用、基金の解散等、およそ基金運営に係ることを規定しております。どの実施事業所にも適用される共通の規約です。

※ホームページから基金規約をご覧になる場合、ユーザーID とパスワードが必要です。詳しくは企業年金事務局からの案内をお待ちください。

・福祉はぐくみ企業年金基金に係る取扱い規程

基金の規約で、各種の取扱いは実施事業所ごとに規定することを定めております。それを受けて整備した、実施事業所独自の規程です。

以 上